

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	宗教法人竹林寺 月かげ保育園	施設 種別	保育所
評価機関名	一般社団法人 京都府保育協会		

令和 3年 11月 19日

総 評	<p>《園の特徴》 1953年に開設し2023年に70周年を迎える京都市中京区の地域に根差した保育園です。「仏教保育の三つの基本理念(仏＝明るく・法＝正しく・僧＝仲良く)に基づき、乳幼児の豊かな感性・やさしい心・生きる力を育むぬくもりのある保育を行う」という保育の理念の基、2014年、本園より1kmほどの距離に開園した同法人「月かげみどり保育園(乳児保育園)」と一体となって保育・子育て支援を展開しています。住宅街にありながら、緑に囲まれた園庭で四季折々の自然を感じながら、栽培活動や運動遊びなど戸外遊びを楽しめる環境を有しています。</p> <p>《地域公益活動》 地域住民との関係性を深める取り組みについては、未就園児の園庭開放「つきっこひろば」を毎週実施したり、園長が地域自治会役員会や民生委員主催の老人サークルに参加するしたり、年に数回、保育士が近隣公園で出前保育をする等行っています。また、災害や非常時には、一時避難の集合場所にもなっており地域の役割を担っています。</p> <p>《理念と食育》 自園調理の給食は食材の安全性を大切に、食事提供を行い、アレルギー食も対応しています。野菜の栽培体験、調理の下処理体験、年長を中心としたクッキング体験など、法人理念と食育を結び付けて実践しています。</p>
特に良かった点(※)	<p>《組織としての保育の質向上の取り組みと職員の研修》 園長がリーダーシップを発揮し、毎日の朝礼や毎月の定例職員会議を始め、月2回の主任・副主任会議、月1回の副主任・チーフ会議、給食献立会議、クラスケース会議、各担当会議など多岐に渡る会議を活用して、保育実践を振り返り、質向上に向けて話し合う機会を設けています。また、これらは職員の研修機会としての役割を果たしており、特に園長と職員の面談では、所定の振り返りシートに沿って園長が事前に評価した内容を基に職員と共に新たな研修目標を考える機会を設けています。</p> <p>《安全管理》 園長を中心に組織された「安全部」において、園内環境の安全確認を実施し、感染症をはじめ、健康に関する情報は保護者へメールで配信するなど、組織的に取り組み、保護者へ速やかにフィードバックする仕組みが構築されています。また、廊下や保育室に警備会社直通の非常ボタンが設置されており、専門家による不審者対応の研修も実施しています。</p> <p>《養護と教育を一体的に行うための職員研修》 一人一人の子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行うために、自己チェックシート「こどもの権利を保育に活かそう(基本的な考え方・食事・排泄・睡眠・あそび・生活の6つの大項目に50のチェック項目)」を作成し、全職員が毎月自己評価を行う取り組みを実施しています。</p>
特に改善が望まれる点(※)	<p>《中・長期計画》 情報分析から課題の明確化、単年度事業計画の数値的な振り返りと、評価に基づく次年度計画の策定など、PDCAのプロセスを可視化する方法や記録を整理されるとな良いでしょう。</p> <p>《アセスメントに基づく指導計画》 アセスメント手法や手順を確立し、それらに基づいた指導計画の作成や実践の振り返りがなされるとな良いでしょう。</p> <p>《アレルギー対応》 誤食時の対応マニュアルが整備されています。今後は、手順に従った訓練を行われるとな良いでしょう。</p>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご留意下さい】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	宗教法人 竹林寺 月かげ保育園
施設種別	保育所
評価機関名	一般社団法人 京都府保育協会
訪問調査日	令和3年11月19日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	a

[自由記述欄]

1: 保育理念、基本方針は明文化し、パンフレット、ホームページ、重要事項説明書に記載し、玄関ホールにも掲示し、利用者や地域に発信しています。また、入園される保護者へは入園説明会で、新規採用職員へは事前研修で周知を図っています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	b
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	b

[自由記述欄]

2: 事業経営をとりまく環境と経営状況の把握については、園長が京都市保育園連盟・中京区園長会や地域の自治連合会総会に出席し情報収集を行っています。今後、それら情報を用いて経営状況の分析をされるとなおいでしょう。

3: 経営課題からの具体的な取り組みについては、経営課題を運営理事会で共有しています。また、具体的な取り組みとして、園舎改築にあたり職員も参画し、「みんなで造る園舎の計画」の取り組みを行っています。今後、人材育成・財務状況等、ソフト・ハード双方向からの組織体制の現状の分析を行われるとなおいでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	b
		5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	b
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われ、職員が理解している。	a	a
		7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	a

[自由記述欄]

4: 中・長期計画策定にあたっては、(1)経営基盤の強化(2)福祉サービスの質向上(3)事業経営の透明性について、2019年から2023年までの中・長期計画を策定しています。今後、計画の数値目標や具体的な成果を設定し、実施状況の評価を行える内容にされるとなおいでしょう。

5: 単年度計画策定にあたっては、中・長期計画の内容に基づき、保育指針の遵守、子どもの人権尊重、子どもの健康(新型コロナウイルス感染症対策)、保育の質向上、職員研修、大型遊具等事故予防、園舎改修や通園バス運行についての検討、第三者評価受診等の計画を挙げています。今後、数値目標及び具体的な成果等、実施状況の評価を行う工夫をされるとなおいでしょう。

6: 事業計画の策定・評価・見直しについて、策定に当たっては月2回の主任・副主任会議の中で行われる保育・保護者支援・地域貢献の振り返りの内容に基づき行われ、策定された計画を、毎日の朝礼や毎月の定例職員会議をはじめ、月1回の副主任・チーフ会議、給食献立会議、クラスケース会議、各担当会議等多岐に渡る会議を活用して職員へ周知するとともに、意見集約、見直しを行っています。

7: 事業計画を保護者等へ周知する機会として、園のパンフレット、年度ごとの「保育のしおり」や毎月発行している「月かげだより」を配布し、年度はじめに実施する保護者総会でも説明して周知を図っています。保育のしおりに、保育理念、保育目的、保育目標(3個の大項目に11個の目標)、保育方針(9個の方針)を記載しており、全体的な計画の要点を短く分かりやすい言葉で伝えています。月かげだよりでは、園長の巻頭言をはじめ、保育の月目標、前月の活動のトピックス、子どものエピソード、向こう3ヶ月の予定等を、写真を交えて周知しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	a
		9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	b

[自由記述欄]

8: 保育の質の向上に向けた取り組みは、毎日の朝礼や毎月の定例職員会議をはじめ、月2回の主任・副主任会議、月1回の副主任・チーフ会議、給食献立会議、クラスケース会議、各担当会議等多岐に渡る会議を活用して、保育実践を振り返り、質向上に向けて話し合う機会を設けています。また、これらは職員の研修機会としての役割を果たしており、園長と職員の1対1の面談では、所定の振り返りシートに沿って園長が事前に評価した内容を基に職員と共に新たな目標を考える機会を設けています。

9: 評価結果に基づく組織的かつ計画的な改善策を講じるために、保健衛生、安全対策、乳児保育、幼児保育、支援を必要とする子ども、子育て支援、食育等各部会を設け、月に1回の「副主任チーフ会議(園長・主任・副主任出席)」で共有し、その他会議で職員周知ができる仕組みを構築しています。今後は、課題を文章化し、具体的な改善計画を作成されるとなお良いでしょう。

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任と リーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	a
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	b
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	a
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	a

[自由記述欄]

10：施設長の役割と責任については、職務分掌で明記し、有事の際の権限委任についても整備されています。各種会議への参加と助言、職員一人一人の年間の振り返りと次年度の計画の設定を行う面談、園だよりの巻頭言執筆等で、保育内容の質向上や、制度活用、遵守すべき法令の周知等、方針を示してリーダーシップを発揮しています。

11：遵守すべき法令については、京都市保育園連盟主催の研修に参加するとともに、京都市や保育関係団体からの通知を確認する等情報収集を積極的に行い、その内容を職員会議で周知しています。今後、幅広い分野についての法令等を把握し、遵守のための具体的な取り組みを深められると大変良いでしょう。

12：保育の質の向上に向けて発揮される管理者の指導力については、保育理念に基づき、職員が参画して保育の計画や振り返りを行えるような、会議や部会の仕組みを構築しています。また、子どもや保護者を尊重した保育を実践するために、年に1回実施される保護者の個人懇談の記録を入園から卒園まで引き継ぎ、保育要録編成につなげる様式を作成しています。更に、職員の育成に当たっても、年1回以上実施される非常勤を含む全職員と園長との面談で、専用の振り返りシートを用いながら、一人一人に合わせた助言を行っています。

13：経営の改善や業務の実行性を高める取り組みについては、同法人の2ヶ園の園長、副園長、主任、事務長で月に1回会議を実施し、労務に関しては社会保険労務士より毎月、財務については税理士より年に4回アドバイスを受ける機会を設けています。また、各年齢に1台ずつパソコンを配備し、共有サーバーでデータ管理を行う等、ICT化を進めて業務省力化を図っています。更に清掃業務等一部を外部委託することにより、職員の業務実行性を高めています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・ 育成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事 管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	b
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	b	b
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	b

[自由記述欄]

14：必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画については保育士養成校6校と連携し、実習の受け入れ等を行っています。また就職フェア等にも毎回参加し、積極的に採用活動を行っています。今後、人材確保・定着のための計画を作成し、計画に基づいた人材確保や育成が実施されると大変良いでしょう。

15：総合的な人事管理体制については、期待する職員像として「こどもの権利を保育に活かそう(大項目6項に50項目)」を掲げ、チェックシートを作成し、職員は毎月振り返りを行っています。また、研修計画では、初任者から園長までを6段階に分け、それぞれの段階での専門性や職務遂行力を示しています。今後、それらを活用して人事基準を作成し、職員へ周知されると大変良いでしょう。

16：働きやすい職場づくりについては、顧問の社会保険労務士に月に1回助言を受けています。また、園長は年1回以上全職員との面談の機会を儲け、職員の意向や、課題について共有しています。今後は、改善策を人員体制に関する具体的な計画等へ反映されると大変良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	b
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	b
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	a
	II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	a

[自由記述欄]

17: 職員育成に向けた取り組みは、年1回以上実施される非常勤を含む全職員と園長との個別面談で「本人評価、園長評価、本人目標展望、園としての希望と期待、新たな目標」を記入する専用のシートを用いて、本人と園(管理者)が相互的に意見を述べあい、新たな目標を設定する機会を設けています。今後、目標水準や目標期限等、より具体的な目標管理が行われるとなお良いでしょう。

18: 職員の教育・研修に関する基本方針や計画については、年間研修計画を策定し、積極的にキャリアアップ研修を受講しています。今後定期的に研修内容やカリキュラムの評価・見直しを実施されるとなお良いでしょう。

19: 研修機会の確保については、研修担当者を選任して研修案内を職員へ周知し、参加希望を募る仕組みを構築しています。また、職員の年間目標や担当職務に合わせて、研修機会を提供しています。毎日の朝礼や、月に1~2回行われる各種会議、随時行われている部会での活動が、職員のOJTの機会となっています。

20: 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成については、実習受け入れマニュアルを用いて、主任と担任で打合せ・研修を行い実習指導に当たっています。また、養成校との懇談会にも参加し、養成カリキュラムの確認や学生の様子の聴取等を行っています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-3 運営の透明性の確保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	a
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	a

[自由記述欄]

21: 運営の透明性の確保については、理念、基本方針、保育内容はホームページやパンフレットで社会に発信し、事業計画・報告、予算・決算報告を玄関ホールに置いて利用者が自由に閲覧できるようにしています。また、事業計画に第三者評価受診を盛り込んだり、苦情相談の体制を重要事項説明書に記載したりする等保護者へ公表しています。

22: 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組については、顧問契約を結び、社会保険労務士に毎月、税理士と年に4回、助言を受けながら経営・運営にあたっています。事務・経理・取引等の権限と責任は職務分掌に記載されており職員に周知されています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-4 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	a
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	a
	II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	a
	II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a	a
		27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	a

[自由記述欄]

23: 地域との交流を広げる取り組みについては、園長が地域自治会役員会に出席したり、園児が民生委員主催の老人サークル「あかしあ」に参加したりして交流をしています。また、焼き芋会の時には出来上がった焼き芋を地域住民に届け、合わせて地域住民の声を聞く機会を作っています。

24: ボランティア活動が有意義なものになるように、受け入れ期間中に本人と面談を行い、理念や保育内容の説明し、話を聞く機会を設けています。また、保護者理解を促すために、玄関掲示や園だよりでお知らせしています。

25: 保育所として必要な社会資源を明確化と関係機関連携については、毎月実施される「行政区保育園園長会」にて担当課「はぐくみ室」と定期的な意見交換・情報共有を行っています。

26: 地域福祉向上については、中長期計画、単年度事業計画に「地域貢献事業の実施」を謳っており、未就園児対象の園開放「つきっこひろば」や育児相談事業を毎週実施するとともに、災害時一時避難の地域集合場所に指定されています。

27: 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動については、毎週の園開放の他に、年に数回地域の公園へ保育士を派遣する「出前保育事業」で地域の未就園児や保護者へ、絵本の読み聞かせや育児情報をお伝えする等行っています。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	a
		29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	a
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a
		31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	a
		32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	a

[自由記述欄]

28: 子どもを尊重した保育については園独自に「月かけ保育園の子どもの人権を尊重しよう(保育士倫理綱領を具体的ななかかわりレベルで記したもの)」を策定されています。定例職員会議で読み合わせをするとともに、毎月、それを用いて保育者の自己チェックも行っています。また、保育の内容の透明性と保護者との共通認識を高めるために、写真付きのブログを週1回更新しています。

29: 子どもの権利擁護については、個人情報保護・虐待防止マニュアルが策定され職員会議や園内研修で周知されています。また、園独自で定めた「こどもの権利を保育に活かそう(大項目6項、評価項目50項目)」で生活場面における子どもの権利についての配慮点を明文化し、保育者全員が毎月自己評価を行っています。

30: 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報提供については、ホームページや紙面のパンフレットで、写真を多数活用しながら情報発信を行っています。パンフレットは区の総合庁舎にも展示されており希望者が手に取りやすいようにしています。また、毎週水曜日に実施している園見学に来られた方へは、園内を案内しながら主任保育士が直接説明を行っています。(新型コロナウイルス感染症予防対策についてはホームページに留意点を記載し、保護者は1名、マスク着用・検温等の注意を呼びかけています)

31: 保育の開始・変更の保護者説明は、開始時に個別面接会を実施し、「保育のしおり」に沿って説明しています。変更については、内容に応じてプリントやスライドを使用した説明会を実施してお知らせしています。

32: 保育所等の変更の際には、「転園・卒園についてのマニュアル」に沿って申し送りを行っています。また、卒園・転園後も相談窓口を設置し保護者へ文書で周知しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	33	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	b
		34	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	a
		35	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	a

[自由記述欄]

33: 苦情解決の仕組みについては、保護者懇談会や個人懇談を実施し、その内容について主任が記録し、職員へ情報共有を行う仕組みが作られています。今後は苦情内容及び解決結果等を苦情を申し出た保護者に配慮したうえで、公表されることお良いでしょう。

34: 保護者が相談や意見を述べやすい環境については、「相談・要望・苦情解決について」を玄関ホールに掲示すると共に、全保護者へ「保育のしおり」を配布し、(1)苦情の受付(面接・書面・電話で随時受付し、第三者委員へ直接連絡することもできる。)(2)苦情受付報告確認(責任者・第三者委員への報告と申出人への通知)、(3)苦情解決のための話し合い(誠意を持った話し合いと第三者委員の助言立会)を周知しています。

35: 相談や意見に対しての組織的かつ迅速な対応については、相談や意見を受けた職員は、まず園長・主任・副主任へ報告し、その内容を職員会議で周知し、各年齢の担任で同様の事象はないか協議・検討を行う仕組みを構築しています。また、行事ごとに保護者アンケートを実施し、結果を職員で共有しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	a
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	a
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	b
		39	④ 不審者の侵入時等に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	a	a

[自由記述欄]

36: 安心・安全な福祉サービスを提供するリスクマネジメント体制については、「事故防止マニュアル」を作成・周知し、ヒヤリハット報告は毎月の定例職員会議で報告し環境の改善や子どもへの安全教育につなげる仕組みを構築しています。また、年度毎に、「怪我報告書・災害報告書」を用いて、乳児・幼児に分けた事故の要因分析を行い、職員で組織する「安全部」が中心となって再発防止・改善策を検討しています。

37: 感染症予防や発生時の安全確保については、「感染症に関するマニュアル」を嘱託医監修のもと整備し毎年4月に改訂しています。感染症や健康に関する情報はいち早く保護者に情報提供できるように、随時メールで配信しています。また、季節に流行する感染症や健康管理の留意点についての資料を配布したり、園だよりに記載したりしています。

38: 災害時における安全確保については、防災マニュアルを整備し、全職員に周知すると共に、研修・訓練が行われています。また、毎年9月に実施される地域の防災訓練にも参加して連携を図っています。今後は災害時における安否確認の方法を決めておくとなお良いでしょう。

39: 不審者対策については、マニュアルを整備し、全職員に周知すると共に、警備会社による不審者対応の研修を実施しています。また、玄関・廊下他、園内には、警備会社直通的の非常ボタンが設置されています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	b
		41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	b
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	b
		43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	a
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	a
		45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	a

[自由記述欄]

40: 保育の標準的な実施方法については、子どもを尊重した保育実践を行うための職員の自己評価シート「子どもの権利を保育に活かそう」をはじめ、土曜保育、早朝保育、夕方保育等についての標準的な実施方法が作成されています。今後、更に子どもの発達や状況等を踏まえた標準的な実施方法の検討を深め、保育の手引き・手順・マニュアル等のバリエーションを広げていかれるとなお良いでしょう。

41: 標準的な実施方法の見直しについて、月1回の年齢会議や月2回の副主任会議等で実践の振り返りを行われている内容を「標準的な実施方法」の検証・見直しと結び付けて反映されるとなお良いでしょう。

42: アセスメントに基づく指導計画については、入園面接、年1回の個別懇談、送迎時に行う保護者との日常会話から、家庭の状況や保護者のニーズ等を把握して保育に反映させています。在園中の個別懇談の記録を児童保育要録作成の資料として活用しています。また、区のはぐくみ室、療育施設、転園前後の園等、関係機関と連携を図りながら、アセスメントを実施しています。今後、アセスメント手法や手順を確立し、それらに基づいた指導計画の作成や実践の振り返りがなされるとなお良いでしょう。

43: 指導計画の評価・見直しについては、副主任・リーダー会議(月1回)で、年間指導計画に基づいて、毎月の計画を検討しています。また、毎月の定例職員会議でクラス運営や行事等の反省・評価を行い、次月の計画に反映しています。

44: 子どもに関する保育記録については、各クラスの担任が作成し、在園中の個人の記録を一括して保存用ファイルで管理しています。発達記録、個人別月案(1・2歳児)、障がい児月案、保護者懇談記録、児童保育要録等、次年度引き継ぎの際に、子どもの育ちや家庭支援の履歴を確認できるようにしています。また、保育の実施状況については、日々の朝礼や多様な職員会議(通番8参照)において情報共有されています。

45: 子どもに関する記録の管理体制については、「個人情報についてのマニュアル」を定めて職員研修を実施しています。

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(1) 全体的な計画の編成	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	a
	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	a
		48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	a
		49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	a
		50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	a

[自由記述欄]

46：全体的な計画の編成は、日々の保育の記録や各種会議(通番8参照)での振り返り・反省を基に、年度末に次年度の計画を編成しています。また、クラス懇談会、保護者会等で年5回ある保護者の意見を聞く機会を活かし、地域子育て支援事業で得た情報等も踏まえて見直しを行っています。

47：子どもが心地よく過ごすことのできる環境については、4・5歳児の保育室に隣接するホールにコーナー遊びの環境をつくり、広い遊び場を確保したり、3歳児の保育室の間仕切りは可動式で活動によって空間の大きさを変えたり、1・2歳児は食事や睡眠のための部屋をわけることでゆったりと活動できるようにしたりする等、園舎・保育室の活用を工夫して保育を実施しています。また、日々保育をしながら行う安全管理に加え、2ヶ月に1回職員で組織する「安全部」による保育室と遊具の安全点検を実施しています。

48：子どもを受容し、状態に応じた保育を行うことについては、「こどもの権利を保育に活かそう(大項目6項、評価項目50項目)」を活用して、保育者一人一人が受容的な言葉遣いで話しかけることを心がけています。また、職員会議や学年別会議で子どもの姿を共有し保育を振り返ることで、1・2歳児・障害児の個人別月案の作成に結びつき、個人の発達過程に応じた「ねらい」を明確にしています。

49：子どもが基本的な生活習慣を、楽しみながら身につけられるように、園長が「てをあらいましょうのうた」を作詞・作曲して感染症の予防教育を行ったり、年齢に合わせて衣服が整理しやすいロッカー・ハンガー選びや、身長によって高さを変えられる可動式オリジナルタオルハンガーの製作を行ったりする等、環境構成を工夫しています。

50：子どもが主体的に活動できる環境については、子どもたちが自分で遊びを選ぶことができるように玩具の配置を工夫しています。ホールには、机、じゅうたん、運動遊具等で遊びのコーナーが構成され、好きな遊びを集中できるように整えています。また、子どもが環境を通して主体的に学ぶ食育の活動では、1歳児から野菜の下処理や食材に親しむ機会を設け、3歳児からは野菜の栽培・収穫体験、クッキング体験(3歳は年1回、4歳は年2~3回、5歳は年5回)を実施しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	51	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	非該当	非該当
		52	⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	b
		56	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	a

[自由記述欄]

51: 同法人の月かげみどり保育園と連携し、当園は1歳児からの保育であるため非該当

52: 3歳未満児(1・2歳児)の保育については、子どもたちの発達・興味・関心に応じて保育できるよう、2歳児クラスの保育室からすぐに出られるテラスを有効活用しています。テラスでは、プール遊び、運動遊び、造形遊び等のダイナミックな運動・表現活動や、良い気候なら外気を感じて給食を食べる等、多目的に活用しています。

53: 3歳以上児の保育については、自然に触れ合う機会を補償するために、地域の農家の方に教わりながらイチゴやかぼちゃ他、季節の作物を栽培したり、園バスを利用しての園外保育や、八瀬でのお泊り保育を実施したりしています。また、人と人のつながりを大切にしている教育として、4~5歳対象に毎週1回外国人講師を招いて異文化交流を行う「英語と遊ぼう」や、地域の方を招いた伝承遊びの交流、クラスの中で友達のいいところ見つけて掲示する取組等を行っています。運動遊びでは、「運動能力向上」を2020年・21年の園内研修のテーマに置き、3~5歳児対象に毎週1回講師を招いて体操教室を実施するとともに、夏季には4~5歳児を対象に月1回講師を招いた水泳教室も行っています。

54: 障がいのある子どもの保育については、発達検査の結果等を保護者から聞き取り、療育等関係機関との連携を図りながらアセスメントを行い保育を実施しています。保護者懇談会や園だよりで「一人一人の発達は色々である。決めつけない。育ち合うのだ。」という保育理念に基づいた考え方を発信しています。

55: 長時間保育については、量でくつろげるスペースや、自ら選んで遊べるスペースを準備しています。今後、長時間保育の指導計画を策定し、子どもの状況の引継ぎ等を伝達する仕組みを構築されるとな良いでしょう。

56: 小学校との連携、就学を見通した計画については、年間指導計画に就学に向けたねらいを掲げ、子どもが小学校生活に対する見通しをもつことができるよう、3月に地域の小学校との交流会を行っています。保育要録作成に当たっては、保護者との個人懇談会・就学前クラス懇談会、小学校・主任・担任連絡会を実施しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(3) 健康管理	57	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	b
		58	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	a
		59	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	b
	A-1-(4) 食事	60	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	a
		61	② 子どもの嚥食状況を把握する等して、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	a

[自由記述欄]

57: 子どもの健康管理について、1歳児の睡眠中、5分間隔で子どもの様子(呼吸・姿勢・顔色等)を把握しチェックシートに記録をとっています。今後は、保護者に対してSIDSに関する情報提供をされるとな良いでしょう。

58: 健康診断・歯科健診を保育に反映させる取り組みとして、1・2歳児は月1回、3~5歳は年2回園医による内科健診や、4・5歳児は歯科衛生士の歯磨き指導を実施し、保護者へお知らせしています。また、その機会を活用し、専門家との情報共有を図りながら保育を行っています。

59: 食物アレルギーのある子どもには、医師の診断書に基づき保護者と連携しながら代替食を提供しています。代替食は、おぼんを変えて配膳し誤食防止に努めています。更に、「誤食時、接触時のマニュアル」で職員研修を行っています。今後は、手順に従った訓練を行われるとな良いでしょう。

60: 食事を楽しめる工夫として、調理場が玄関のガラス越しにあり、子どもたちは調理している様子を見ることができ、調理の過程がより身近に感じられように工夫されています。また、栄養士は、子どもたちが実際に食べている姿を観察し献立の作成や、調理の工夫に反映しています。玄関にその日の給食おやつを展示し献立食材に産地や品種を記載し保護者に知らせています。

61: 栄養士、副主任、保育士で月1回献立会議を行い、旬の食材や行事食、地域の食文化を取り入れた献立の作成や、食材の切り方や固さ食器等を話し合い、次の月の献立に活かしています。

A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	a
	A-2-(2) 保護者の支援	63	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	a
		64	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	a
	A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	65	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b	b

[自由記述欄]

62：家庭との連携については、1・2歳児は連絡ノート、園バス送迎の子どもはバスノート、送迎時には保護者と口答で日々の様子を伝えています。メール(毎日)、ブログ(週1回)、クラスだより(月1回)で園での活動や健康に関する情報を保護者に発信しています。

63：保護者への支援については、年に1回個人懇談会を行い、担任と保護者が子どもの成長や保育目標を共有しています。希望者には、随時相談の機会を設けそれらを記録して支援につなげています。また、それらの内容を園長・主任・副主任と共有し組織的に対応できる仕組みを構築しています。

64：虐待については、マニュアルが整備され関係機関と連携をとりながら日々の虐待の早期発見に努めています。職員へは「虐待防止研修」を年1回行い知識の共有、手順の確認、意見交換を行い、日々の対応にあたっています。

65：保育実践の振り返り（自己評価）については、毎日の日誌や月毎の会議で保育内容の振り返りを行い、保育者のかかわりに関しては「こどもの権利を保育に活かそう(大項目6項、評価項目50項目)」を用いて毎月自己評価を行っています。また、年に1回実施する園長と職員の個人面談では職員の自己評価と園長の他者評価を摺り寄せて、保育者の次年度目標、研修内容に結び付けています。今後、保育者の自己評価の内容を、保育所全体の保育実践の自己評価に結びつける取り組みをされるとなおいでしょう。